

佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領</p> <p>1 略</p> <p>2 適用の対象 最低制限価格制度は、競争入札により工事又は製造の請負契約（工事請負費で支出するものに限る。）（以下「工事」という。）を締結しようとする場合について適用する。ただし、<u>総合評価落札方式（土木一式工事においては、設計価格が7千万円未満で実施する自己採点型を除き、土木一式工事以外の業種において試行により行う自己採点型を除く。）により競争入札を行う工事及び佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の規定に基づき低入札調査基準価格を設定する工事には適用しない。</u></p> <p>3～4 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>	<p style="text-align: center;">佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領</p> <p>1 略</p> <p>2 適用の対象 最低制限価格制度は、競争入札により工事又は製造の請負契約（工事請負費で支出するものに限る。）（以下「工事」という。）を締結しようとする場合について適用する。ただし、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の規定に基づき低入札調査基準価格を設定する工事には適用しない。</p> <p>3～4 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この要領は、令和2年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。</u></p>